

平成18年度

参画と協働関連施策の年次報告

平成19年10月

兵 庫 県

目 次

1 はじめに	1
(1) 条例がめざす「参画と協働」とは	1
(2) 年次報告の役割	3
(3) 年次報告の構成	3
2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況	4
(1) 参画と協働による「元気兵庫」を全国にアピールした平成 18 年度.....	4
(2) 平成 18 年度の施策実施の状況	6
①地域づくり活動の支援	6
○実施状況概観（体系別施策数）	
○主な施策の概要（14 施策）	
○施策実施の主なポイント（新たな取り組みを中心に）	
②県行政への参画と協働	12
○実施状況概観（体系別施策数）	
○主な施策の概要（13 施策）	
○施策実施の主なポイント（新たな取り組みを中心に）	
(3) 参画と協働のさらなる推進に向けて	16
〈参考 1：市町の参画と協働に関する取り組み状況.....	20〉
〈参考 2：参画と協働による活動の事例.....	23〉

1 はじめに

(1) 条例がめざす「参画と協働」とは

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「**県民の参画と協働の推進に関する条例**」を制定し、平成15年4月から施行しています。

- 成熟時代における社会システムは、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、ともに「新しい公」を担っていく参画協働型へと移行していくことが重要とされています。このため、県民誰もが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められています。
- このような考え方のもと、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合っ、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組む「**参画と協働**」の大切さを共有していくことが不可欠です。
- 条例では、「参画と協働」には、**2つの場面があることを明らかにしています。**
 - ①「**県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）**」
 - ②「**県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）**」これらの場面が相互に連携しながら展開することが重要であるとしています。
- 条例では、この2つの場面に対応して、「地域づくり活動支援指針（以下『支援指針』という。）」と「県行政参画・協働推進計画(以下『推進計画』という。）」を策定し、施策の基本的な考え方や展開方向を明らかにすることにしています。

県民と県民のパートナーシップ —地域社会の共同利益の実現への参画と協働—

子育てや高齢者の支援、環境・緑化活動、交流行事、国際交流、芸術・文化、防犯・防災など県民の皆さんが、主体的に住みやすい地域づくりのために取り組む活動全般を指します。地域に根ざしているもののみでなく、地域を超えた特定のテーマに基づく活動も含まれます。

(県民が県外で行う活動、県外の方が県内で行う活動も含まれます。)



県民と県行政のパートナーシップ —県行政の推進への参画と協働—

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進に取り組むことを指します。



(一体的に策定)

地域づくり活動支援指針

県民の皆さんのパートナーシップによる主体的な地域づくり活動を応援するための支援の考え方や展開方向を定めるもの

県行政参画・協働推進計画

県民の皆さんと県行政のパートナーシップによる参画と協働の県行政を推進するための考え方や展開方向を定めるもの

【県民とは・・・】

- この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとり（外国人県民も含みます）、自治会、婦人会、子ども会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO[※]/NGO[※]、その他の民間団体、企業等の事業者のことで。
- 兵庫県に住んでいる人（団体）だけではなく、兵庫県で働いている人（団体）、兵庫県の取り組みに関心を持ち、何らかのかかわりを持っている人（団体）も含めて、広くとらえています。
- さらに、地域づくり活動を進めるうえで大学をはじめとした学術研究機関も重要な存在だといえます。地域団体や事業者と連携しながら、高度な専門性を生かしてさまざまな地域づくりの場面にいかかわっていくことが期待されています。

※NPO：non-profit organizations の略。ここでは、福祉（医療・福祉）、まちづくり、子育て、環境、国際など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、一部の財団法人、社団法人、社会福祉法人などと、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。

※NGO：non-governmental organizations の略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。営利を目的とせず、開発問題、環境問題、平和問題などの諸問題に国際的に活動する民間団体をさす場合が多い。

【新しい公とは・・・】

- 豊かな成熟社会の実現をめざして、私的領域と公的領域の間にある公共的領域を広く「公」ととらえ、「公」を担うのは行政(官)という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための領域を、自立した個人が主体的に担うという概念のことで。

【美しい兵庫とは・・・】

『21世紀兵庫長期ビジョン[※]』では、兵庫がめざす将来像として、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、兵庫にかかわるすべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える「美しい兵庫」を築くこととしています。

※21世紀兵庫長期ビジョン：成熟社会を迎える中、県民主役・地域主導を基本として、21世紀初頭の兵庫県のめざすべき社会像についてとりまとめたもの。めざすべき兵庫像を「美しい兵庫」とし、その実現の基本姿勢として「参画と協働」を位置づけている。

地域ごとにとりまとめられた「地域ビジョン」と、各地域の将来像を共有してその実現を支援する「全県ビジョン」で構成されている。

(2) 年次報告の役割

条例第 11 条で、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を、県民に知っていただくため、「年次報告」を作成することとしています。この年次報告は、参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにすることにより、さまざまな活動主体が考え方を共有しながら、さらなる参画と協働を推進するために活用していただけることを期待するものです。

平成 18 年度の年次報告は、条例施行後、4 回目となるものです。

(年次報告)

第 11 条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の年次報告について準用する。(県民生活審議会の意見を聴き、公表する旨を規定した条項)

(3) 年次報告の構成

① 本編

下記のように、「1 はじめに」で、「参画と協働」の考え方や「年次報告」の役割を明らかにしました。

「2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況」で、参画と協働の 2 つの場面ごとに主な施策をとりあげ、実施におけるポイントを概観しました。その上で、参画と協働のさらなる推進方向についてとりまとめました。

参考として、市町の参画と協働に関する取り組み状況と、平成 18 年度に活動がはじまった事例や話題となった事例を紹介しました。

② 資料編 (別冊)

「資料編 - 1」で、27 の主な参画と協働施策 (各部及び各県民局それぞれ一つ (一部複数)、情報共有など基盤施策や多様なチャンネルを活用し協働する施策) をとりあげて実施状況や今後の課題と推進方向を記述しました。

「資料編 - 2」で、568 すべての施策・事業について、実施状況や推進方向について、一覧表で掲載しました。

「資料編 - 3」で、県内市町における条例等や主な制度、事業の実施状況等を掲載しました。

	構 成	主 な 内 容
本編	1 はじめに	(1) 条例がめざす「参画と協働」とは (2) 「年次報告」の役割 (3) 「年次報告」の構成
	2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況	(1) 参画と協働による「元気兵庫」を全国にアピールした平成 18 年度 (2) 平成 18 年度の施策実施の状況 ① 地域づくり活動の支援 ② 県行政への参画と協働 (3) 参画と協働のさらなる推進に向けて 〈参考 1 : 市町の参画と協働に関する取り組み状況〉 〈参考 2 : 参画と協働による活動の事例〉

資料編	1 主な参画と協働施策の実施状況	(1) 地域づくり活動の支援に関する施策 (14 施策) (2) 県行政への参画と協働を推進する施策 (13 施策)
	2 参画と協働関連施策の実施状況	・「支援指針」「推進計画」の体系に基づき、568 のすべての施策・事業の整理
	3 市町の参画と協働関連施策の実施状況	・市町における条例・指針、主な制度の施行状況、主な事業の実施状況などを整理

2 平成 18 年度の参画と協働施策の実施状況

(1) 参画と協働による「元気兵庫」を全国にアピールした平成 18 年度

《補強・改定した支援指針・推進計画に基づく施策の実施》

条例附則の規定に基づき実施した、参画と協働の推進に関する施策の効果の検証結果を踏まえて、補強・改定した「支援指針・推進計画」に基づき、これまでの蓄積の上に、より一層の普及・啓発の展開など、参画と協働を地域で浸透・定着させるための様々な施策・事業に取り組みました。

《具体的な施策・事業の展開》

具体的には、「参画と協働関連施策の展開方針（以下「展開方針」という。）」をとりまとめ、新規 81 施策を含め、568 にも及ぶ施策・事業の実施に取り組みました。（「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照）

特に、地域社会の「元気と安心」を確かなものにするため、地域ぐるみの子育て、地域防犯活動、コミュニティでの活動拠点の確保など、分かりやすい身近で具体的な課題の解決に向けて、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟な支援を行う「地域協働事業」をはじめ、地域の実情に応じた様々な地域づくり活動の支援施策を実施しました。

また、県民と力を合わせた公民協働による効果的な施策実施をめざして、わかりやすい広報、県民ニーズを的確に把握する取り組みはもちろん、県民等とのパートナーシップによる道路、河川などの維持管理、公園などの運営に取り組みました。

これら以外の施策・事業についても、参画と協働の観点から、市町をはじめ多様な主体との連携の強化など、その進め方を工夫しました。こうしたことと合わせて、参画と協働の施策を担う職員の意識改革を促しました。

《参画と協働による「のじぎく兵庫国体・大会」の開催》

震災の教訓を踏まえた参画・協働条例に基づき、上記のような参画と協働の推進に取り組んできました。その結果、多くのボランティアやNPOなど、地域づくりの新たな担い手が生まれ、またその活動分野も多彩となるなど、実践活動の質・量とも確実に広がり、参画と協働の取り組みは、県民へ着実に浸透しつつあります。

これらの取り組みを生かして開催した「のじぎく兵庫国体・大会」では、多くのボランティア（大会運営に直接かかわったボランティアだけでも約 21,000 人）をはじめ、県民の参画と協働を得て、一人ひとりの県民に支えられたものとなり、震災から立ち上がった兵庫の元気な姿を全国へPRするとともに、全国から寄せられた支援に感謝を表す大会として、大変すばらしいものとすることができました。

【条例制定からの経緯】

年度	条例制定からの流れ	主な施策・事業
14	■条例の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごボランティアプラザ開設 ・3つのひろば事業の展開 ・パブリック・コメント手続要綱の制定 等
15	<ul style="list-style-type: none"> ■条例の施行 ■支援指針・推進計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり活動登録制度の創設 ・附属機関等の委員の公募指針の制定 ・地域団体パワーアップ事業の実施 等
16	<ul style="list-style-type: none"> ■15年度年次報告 ■地域づくり活動の事例集の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協働事業（子育て応援ネット推進事業、地域ぐるみ安全対策事業、県民交流広場事業モデル事業）の実施 ・地域づくり活動サポーターの設置 ・県職員NPOトライやる事業 等
17	<ul style="list-style-type: none"> ■16年度年次報告 ■条例に基づく参画と協働関連施策の効果の検証 ■支援指針・推進計画の補強・改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域安全まちづくり条例の制定 ・全県ビジョン推進方策の改定 ・地域ビジョン推進プログラムの改定 ・ボランティア活動支援ナビの運用開始 等
18	<ul style="list-style-type: none"> ■17年度年次報告 ■参画と協働ガイドブック（県民向け）、参画と協働による施策実施ガイドブック（職員向け）の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・のじぎく兵庫国体・大会の開催 ・県民交流広場事業の本格実施 ・パブリック・コメント手続要綱、附属機関等の委員の公募指針の改定 等



(2)平成 18 年度の施策実施の状況

①地域づくり活動の支援

○実施状況概観(体系別施策数) (「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照)

県民の主体的な取り組みである地域づくり活動を支援するため、県民の視点に立った活動情報や学習機会の提供、活動を支える人材、場所、資金の確保をはじめ、地域特性を生かした活動の支援など、合計 324 施策を展開してきました。

展開方針の体系		施策数	
			新規
地域づくり活動の支援に関する施策		324	48
① 新たな活動を生み、 育む	<input type="checkbox"/> 多様な情報を使いやすく提供	28	3
	<input type="checkbox"/> 地域に潜在する人材の参画・協働の促進	31	8
	<input type="checkbox"/> 実践活動につながる学習機会の充実	54	6
② 活動を高め、 支える	<input type="checkbox"/> 主体的、継続的な活動につながる支援	30	2
	<input type="checkbox"/> 身近な活動の場づくりへの支援	15	1
	<input type="checkbox"/> 自立的な財政的基盤の充実支援	11	1
③ 活動をつなぎ、 ひろ 拡げる	<input type="checkbox"/> 人や活動のネットワーク化の支援	29	6
	<input type="checkbox"/> 地域の取り組みの柔軟な支援	111	20
	<input type="checkbox"/> 中間支援機能を持つ組織・団体への支援	9	1
	<input type="checkbox"/> 各地域での総合的な支援拠点機能の充実	6	0

○主な施策の概要(14 施策) (「資料編-1 主な参画と協働施策の実施状況」参照)

参画と協働の基盤となるものや、各地域の特性を生かして、県民の多彩な地域づくり活動を支援した主な施策について、その概要を紹介します。

新:平成 18 年度新規施策

事業名〔⑱担当部課室(⑲)〕	事業概要(詳細は資料編を参照してください。)	資料編 ページ
新たな活動を生み、育む		
地域づくり活動登録制度 の運用 〔県民政策部参画協働課〕	県民の自主的・自律的な地域づくり活動の活性化を応援するため、団体等が取り組む活動の概要(活動内容、活動地域など)を登録し、情報発信する地域づくり活動登録制度をひょうごボランティアプラザで運用しました。	1
ひょうごの環境学習・教育の総合的推進 〔健康生活部環境学習課〕	自ら「体験」「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を進めることにより、環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、関連する施策の総合的かつ効果的な推進を図りました。	5
新「地域見本市“地域ってこんなとこよ、お父さん!”～知ろう、創ろう我がまちの魅力～」の開催 〔阪神北県民局企画調整部企画調整・市町担当参事〕	団塊の世代をはじめとする各層に、阪神北地域の魅力を再発見し地域への愛着を高める機会を提供することにより、地域課題に主体的に対応する潜在的な地域活動の担い手を発掘し、地域づくり活動に誘導しました。	10

活動を高め、支える		
地域づくり活動応援(パワーアップ)事業 〔県民政策部参画協働課〕	自治会等の地域団体が提案する、地域をよりよくする様々な取り組みの企画に対して、県民局単位で助成しました。事業の実施にあたっては、地域の主体的な取り組みを推進するため、県民局が地域推進会議に補助し、同会議が募集、助成決定、交流・報告会の開催等を行いました。	13
県民交流広場事業の展開 〔県民政策部生活創造課〕	県民一人ひとりが身近な地域を舞台に多彩な分野で実践活動、交流、生涯学習、情報収集・発信等に取り組むことができるよう、活動の場の整備と活動に要する経費の助成を行うとともに、広場の立ち上げや担い手づくり、ネットワーク化等の応援を通じて、参画と協働によるコミュニティづくりを支援しました。平成18年度から、法人県民税法人税割超過課税を活用し、2カ年にわたって実施したモデル事業の蓄積を生かしながら本格展開を図りました。	18
活動をつなぎ、 ^{ひろ} 拡げる		
地域安全まちづくり事業 〔県民政策部地域安全課〕	市町・県警察との連携のもと、まちづくり防犯グループの結成促進・活動支援、地域安全まちづくり推進員の設置、事業所における防犯責任者の設置等を通じて、県民、地縁団体等、事業者による地域安全まちづくり活動の活性化を図り、安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指しました。	22
農村ボランティア活動の支援 〔農林水産部農村環境課(⑩総合農政課)〕	地元住民と交流しながら、棚田や水路、農道等の保全や農作業などの共同作業を行う農村ボランティアの参加啓発・育成・派遣を行うことにより、棚田保全をはじめ農業の継続的な維持保全活動を支援するとともに、将来、県民主体の活動とするために必要なNPO法人化など組織づくりや人の輪づくりを支援しました。	26
「いなみ野ため池ミュージアム創設」プロジェクトの推進 〔東播磨県民局企画調整部水辺の地域づくり担当参事〕	多様な主体の参画と協働により、ため池をはじめとした水辺空間を核に地域全体が“まるごと博物館”となる魅力いっぱいの地域づくりを進める『いなみ野ため池ミュージアム』の創設を目指しました。	30
新花と緑の交流フェスティバルの開催 〔北播磨県民局企画調整部北はりまハートランド担当参事〕	平成17年度に開催した「北播磨交流の祭典」で醸成された地域協働の取り組みを継承しつつ、新たな視点に立ち、北播磨の魅力である「花」と「緑」を一つのキーワードにして、北播磨の元気づくりを展開するため、地域住民、関係団体及び管内各市町の参画と協働のもと、「花と緑」のフェスティバルと「里山」フェスティバルを開催しました。	34
コウノトリと共生する地域づくりの推進 〔但馬県民局企画調整部コウノトリ翔る地域づくり担当参事〕	「コウノトリ野生復帰推進計画」に基づき、推進連絡会議、ファンクラブ等を設置し、環境創造型農業の推進、河川の自然再生、里山林整備等や普及啓発に取り組み、平成17年9月には5羽のコウノトリを放鳥しました。これを契機に、人と自然が共生する地域づくりをさらに広げるため、安全・安心な農業、生態系豊かな河川整備、人と共に生きる里山づくりなどを地域が一体となって推進しました。	37
新丹波大納言小豆の生産・消費拡大支援事業 〔丹波県民局企画調整部丹波の魅力づくり担当参事、同地域振興部柏原農林振興事務所、同柏原土地改良事務所〕	高品質な丹波大納言小豆を丹波地域の新たなブランドとして確立し、農業、観光、商業等の一体的な活性化を図るため、行政、民間団体等が相互に協働しながら、丹波大納言小豆の生産と消費の拡大を図りました。	40

あわじ菜の花エコプロジェクト推進事業 〔淡路県民局県民生活部環境担当参事〕	「資源循環型淡路島づくり」の実現を目指して、住民主体で『菜の花の栽培』→『菜種の搾油精製』→『廃食用油の回収』→『バイオ燃料の精製』と資源を循環させる「あわじ菜の花エコプロジェクト」を推進しました。	44	
ひょうごボランティアプラザの運営 〔県民政策部参画協働課〕	県民ボランティア活動を支援・促進する全県的なネットワーク拠点として、①交流・ネットワーク②情報の提供・相談③人材養成④活動資金支援⑤調査研究などに取り組みました。	48	
ひょうごボランティア基金等による助成	ひょうごボランティア基金を活用し、草の根の活動から中間支援活動まで、多様な活動内容に対応したきめ細かなメニューにより、NPOやボランティアグループへの助成を行いました。	57	
NPO 大学事業の実施	ボランティア活動を行う団体の運営基盤の確立を支援するため、組織運営、人材活用、資金調達などに関する知識や技術等を習得する講座を、NPO・行政等の運営委員会方式により実施しました。	63	
NPO と行政の協働会議の開催	NPOと行政が協働して、福祉、子育て、環境、まちづくり等のさまざまな地域課題に取り組めるよう、対等の立場で定期的に協議・情報交換を行う、先駆的なしくみとして実施・運営しました。	66	
ひょうごボランティア活動メッセ(ひょうごボランティア・スクエア 21)	活動団体間の交流、活動団体と企業等の資金提供者とのマッチング等の促進などを図るため、県内のボランティア活動団体が一堂に会するイベントをNPO等との実行委員会方式により開催しました。	70	
県民行動プログラムに基づく活動の促進 (各県民局)	地域ビジョン委員(会)を中心に、「地域ビジョン推進プログラム(第2期)」の展開を図るため、県民の主体的な取り組み指針となる「県民行動プログラム」と行政が取り組む「行政推進プログラム」に加え、県民と行政が協働して取り組む「シンボルプロジェクト」を平成18年度から推進しました。	74	
【県民行動プログラムの具体例】	神戸ゆめまつりの開催 等	神戸県民局	78
	芸術文化施設の市民による活用を進め、芸術文化活動のネットワークを広げよう 等	阪神南県民局	80
	多世代交流でふれあえるまちづくりを進める 等	阪神北県民局	82
	水辺に学ぶプロジェクト 等	東播磨県民局	84
	心肺蘇生法を普及させ「命の教育」を推進していこう 等	北播磨県民局	86
	歴史街道「銀の馬車道」でつなぐ人と文化 等	中播磨県民局	88
	出る杭大会の開催・出る杭大賞の選定 等	西播磨県民局	90
	次世代会議―但馬の星づくり― 等	但馬県民局	92
	たんば田舎暮らし支援プロジェクト～ようこそ「たんば」へ 田舎暮らしのススメ～ 等	丹波県民局	94
	あわじ菜の花エコプロジェクト 等	淡路県民局	96

○施策実施の主なポイント (新たな取り組みを中心に)

【多様な主体のネットワーク化による総合的な支援機能の強化】

県民ボランティア活動を総合的に支援する全県的なネットワーク拠点であるひょうごボランティアプラザが中心となり、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO、事業者、市町など、多様な主体との連携強化を図りながら、全県及び各地域(県民局)における地域づくり活動への総合的な支援機能の拡充に取り組みました。

(例えば)

- ひょうごボランティアプラザで、各地域でのボランティア活動のさらなる活性化を図るため、企業等が有する活動資源(資機材・活動スペース、人材など)とボランティアグループ、NPOなどのコラボネット登録団体の活用ニーズとの個別のマッチングを図る「ボランティア活動資源マッチングシステム」を構築し、「地域づくり活動登録制度(コラボネット)(登録数4,182件)」との連携を図りながら、各地域でモデル運用を行いました。
- 「のじぎく兵庫国体・大会」でのボランティア活動の機運の高まりを一過性のものとせず、より多くの県民に広げていくため、のじぎくパートナーのうち希望者に、広域イベントの開催や災害救援などの活動機会に関する情報を、メールマガジンによりタイムリーに提供する「のじぎくボランティアネット」を構築しました。
- ボランティア活動への意欲を持ちながら、実践活動に踏み出せていないシニア世代、若者などを対象に、体験機会を提供する「ボランティア活動トライやる事業」を、企画提案コンペにより選定した中間支援NPOに委託して実施しました。
- ひょうごボランティアプラザが中心となって、県地域防災計画の改定内容や、実際に災害救援マニュアルを作成した市区町社会福祉協議会のリーディングケースを反映した手引「災害救援マニュアル作成ハンドブック」を作成し、災害救援ボランティアの支援窓口を担う市区町社会福祉協議会ボランティアセンターに配布するなど、いつ発生するか分からない災害に備えた実践ノウハウの構築・普及を図りました。



【県民の主体的な発意や工夫を生かせる支援施策の実施】

地域づくり活動は、県民の主体的な取り組みであるため、その支援にあたっては、県民から活動の提案を募集するなど、県民の主体性を尊重することを基本とし、支援先の決定にあたっては、公開の場での提案発表を行うなど、開かれたものとししました。特に、地域特性を生かすため、全県一律の基準ではなく、県民局単位で、施策実施方法に幅を持たせるなど、柔軟かつ機動的にさまざまな活動支援を展開しました。

さらに、多様な県民や団体、市町などの利用者や関係者との協議を重ねるとともに、事業実施の中に検証、見直し過程を組み込み、ノウハウの蓄積に努めながら、より効果的な施策が展開できるよう、実施方法を工夫しました。

(例えば)

- 県民の主体的な提案のもと、身近な活動の場の整備や地域づくり活動の立ち上げを支援し、参画と協働によりコミュニティの再生・構築をめざす「**県民交流広場事業の展開**」では、平成 16～17 年度のモデル事業(36 地区)の検証を踏まえ、地域の実情により柔軟に対応できるよう、小学校区を統合・分割した地域でも実施できるなど弾力的な事業フレームのもと、市町とも連携しつつ、本格的な展開(95 地区を新たに採択)に取り組みました。
- 地域団体が提案する地域をよりよくする様々な企画・提案を募集し、公開審査を経て支援先を決定する「**地域づくり活動応援(パワーアップ)事業**(助成件数 448 件)」では、地域団体などが助成を受けた後も活動を継続できるよう支援するため、人的ネットワークの形成、活動資源の確保、活動ノウハウを蓄積・共有するとともに、地域団体がボランティアグループやNPOと協働した活動ができるよう、地域づくり活動サポーターによる指導・助言、情報提供などを行いました。
- 地域住民を中心とする自主的な防犯活動の活性化を図り、地域における犯罪発生の防止をめざす「**地域安全まちづくり事業**」では、まちづくり防犯グループ(2,101 グループ、7,956 自治会)の活動を継続・定着させるための「防犯活動リーダー養成講座」や、住民だけでは解決できない課題に個別に支援する「まちづくり防犯グループ専門サポート事業」に取り組みました。また、市町担当課長会議の開催、防犯グループ結成への補助申請の一次受付を市町で担当いただくなど、市町と県の連携に努めました。さらに、地域安全まちづくりを総合的に支援する根拠となる、「地域安全まちづくり条例」を施行し、県民が活動に取り組む際の具体的な方向性を示す 4 つの指針を策定しました。

【地域特性に応じた多様で柔軟な支援施策の実施】

地域特性を生かした地域づくり活動を支援するため、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO、事業者、市町など、多様な主体の出会いの場やネットワークづくりに力点を置いた取り組みを展開しました。

(例えば)

- 体験を通じて、環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、実践活動へとつなげる「ひょうごの環境学習・教育の総合的推進」では、市町や県、企業等が有する環境問題に関する施設と人材のネットワークを形成しました。また、平成18年度から、環境学習・教育の学び手、教え手・つなぎ役として実践活動をリードできるよう、「エコプレーヤー指導者養成講座」を開催するなど、指導者等の人材育成を進めました。
- 地元住民と交流しながら棚田や水路、農道等の保全や農作業等の共同作業を行う「農村ボランティア活動の支援」では、ボランティア(1,863人登録、うち18年度340人)の交流・意見交換会の実施、農村集落とボランティアをつなぎ、活動をコーディネートする農村ボランティア支援事務局の設置、支援活動を行っているNPOとの情報交換の場となる「支援団体組織化調整会議」を開催するなど、支援体制を強化しました。
- 「県民行動プログラムに基づく活動の促進」では、県民誰もが参加できる「地域夢会議」を開催したほか、各地の地域ビジョン委員(会)が中心となり実践活動を展開しました。また、県民と行政が協働して「シンボルプロジェクト」に取り組んだほか、地域間の交流を図る「みんなの夢会議」を開催しました。
- 各県民局において、「『地域見本市“地域ってこんなところよ、お父さん!”』の開催(阪神北)」「『いなみ野ため池ミュージアム創設』プロジェクトの推進(東播磨)」「花と緑の交流フェスティバルの開催(北播磨)」「コウノトリと共生する地域づくりの推進(但馬)」「丹波大納言小豆の生産・消費拡大支援事業(丹波)」「あわじ菜の花エコプロジェクト推進事業(淡路)」など、地域特性に応じた多彩な地域づくり活動の支援に取り組みました。

②県行政への参画と協働

○実施状況概観（体系別施策数）（「資料編-2 参画と協働関連施策の実施状況」参照）

県民の積極的な参画と協働による県行政を推進するため、すべての基本となる、県民との情報共有に積極的に取り組むとともに、県民から意見・提案を受け、県政に反映させるしくみの運用や、県民と力を合わせて取り組む多様な協働事業など、合計 244 施策を展開してきました。

展開方針の体系		施策数	
			新規
県行政への参画と協働を推進する施策		244	33
① 県民と情報を共有する	<input type="checkbox"/> 選択できる情報の迅速な提供	27	5
	<input type="checkbox"/> 評価・検証への県民参画の促進	13	1
② 県民と知恵を出し合う	<input type="checkbox"/> 県民の提案を具体化する取り組み	17	1
	<input type="checkbox"/> 審議会などへの参画機会の拡充	9	0
③ 県民と力を合わせる	<input type="checkbox"/> 多様な協働の展開	124	20
	<input type="checkbox"/> 公民協働の取り組みの拡充	28	4
	<input type="checkbox"/> 推進員など多様な主体の連携支援	13	1
④ 総合的な推進	<input type="checkbox"/> 職員意識の醸成	5	1
	<input type="checkbox"/> 推進体制の整備	8	0

○主な施策の概要（13 施策）（「資料編-1 主な参画と協働施策の実施状況」参照）

参画と協働の基盤となるものや、多様な手法を組み合わせることで展開し多くの県民の参画と協働を得て実施した主な施策について、その概要を紹介します。

新：平成 18 年度新規施策

事業名〔⑩担当部課室 ⑪〕	事業概要（詳細は資料編を参照してください。）	資料編ページ
県民と情報を共有し、知恵を出し合う		
新 若者広報パートナー協働事業〔県民政策部広報課〕	広報活動に関心のある若者(大学生等)グループに、県広報の企画、運営への参画を求め、若者が有する斬新なアイデアやセンスを活用して、県政への関心が最も低いとされる若年層に対し効果的な広報活動を展開しました。	98
県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の効果的な運用〔県民政策部参画協働課〕	「県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)実施要綱」に基づき、県の計画案等を公表し、広く県民の意見を求める、県民意見提出手続の効果的な運用を図りました。	101
附属機関等の委員の公募の推進〔県民政策部参画協働課〕	「附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき、県の政策の形成に関して調査審議する附属機関等の委員改選時に、公募による委員の積極的な導入を図りました。	106
県民と力を合わせる		
推進員等の活動への支援〔県民政策部参画協働課〕	「学校・家庭・子育て」や「高齢者・障害者などの生活の支援」など特定分野の行政課題の解決を図るため、知事等が県民に委嘱する推進員等の活動が円滑に展開されるよう、その職務内容に応じた支援を行いました。	109

<p>のじぎく兵庫国体の開催 〔企画管理部のじぎく国体局総務課〕</p>	<p>震災からの復興の過程で培われたボランティア活動を生かした「県民一人ひとりが創る国体」をめざすとともに、できるだけ多くのボランティア（のじぎくパートナー）の参画と協働を得て、開・閉会式の円滑な運営を図るとともに、ボランティアに対して新たな出会いと交流の場を広げる機会を提供しました。</p>	112
<p>のじぎく兵庫大会の開催 〔健康生活部のじぎく大会課（⑩障害者支援課）〕</p>	<p>障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的に、多くのボランティアの参加を得て開催しました。</p>	
<p>自然活用型野外CSR事業（県立ふるさとの森公園）の推進 〔産業労働部労政福祉課〕</p>	<p>県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進めるとともに、地元住民と都市住民、世代間交流、親子・家族の交流・ふれあいの場を提供し、人と自然が共生する豊かな森づくりを推進するため、ふるさとの森公園を整備し、ボランティア等による主体的な公園運営を展開しました。</p>	116
<p>新県民まちなみ緑化事業 〔県土整備部都市政策課〕</p>	<p>平成18年度に新たに導入された県民緑税を活用して、市町と連携し、住民団体等により公有地や民有地において実施される、樹木を中心とした緑化活動を支援することにより、都市の防災性の向上や環境の改善を図りました。</p>	121
<p>県民等とのパートナーシップによる道路、河川等の維持管理（ひょうごアドプト） 〔県土整備部技術企画課、道路保全課、河川整備課、港湾課、各県民局〕</p>	<p>県が管理する道路、河川、海岸など一定区間で美化清掃などを行うボランティア団体と県、市町の三者による合意書を締結し、快適な生活環境の創出に取り組み、地域への愛着心を深め、新たなコミュニティの形成をめざす活動を支援しました。</p>	124
<p>「いきいき学校」応援事業 〔教育委員会義務教育課〕</p>	<p>各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を支援するため、各小中学校等に地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」を設置するなど、「総合的な学習の時間」等の充実を図りました。</p>	127
<p>新新湊川河川環境改善事業 〔神戸県民局県土整備部神戸土木事務所〕</p>	<p>新湊川で、地域の河川愛護団体と高校生、須磨水族園、県が連携し、魚の生息を増やす取り組みを行うとともに、近代土木遺産である湊川隧道では、地元保存会と協働してトンネル内を定期的に一般公開しました。</p>	130
<p>「尼崎21世紀の森」の推進 〔阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所、県土整備部21世紀の森課〕</p>	<p>尼崎臨海地域で、緑の回復と水環境の改善による環境共生型のまちづくりをめざし、市民、企業、学識者等で構成する「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立して、参画と協働のもと「尼崎21世紀の森づくり」に取り組み、瀬戸内海の新たな環境創造と都市の再生を図りました。</p>	134
<p>新中播磨ハイスクール禁煙サポート作戦の展開 〔中播磨県民局県民生活部福岡健康福祉事務所〕</p>	<p>社会に出る前の「最後の砦」である高等学校において、行政機関、学校、保護者及び地域専門職団体（姫路市薬剤師会等）が連携を強化し、禁煙指導をさらに推進しました。</p>	138
<p>西播磨「水と緑の郷づくり」構想の推進 〔西播磨県民局地域振興部上郡農林水産振興事務所〕</p>	<p>西播磨の恵まれた「水」と豊かな「緑」を基軸に、豊かさを体験できる“新しいふるさとづくり”を実現するため、地域の住民が、地産地消の推進や子どもへの食育の強化、生産・加工技術の伝承、地域の良さの再発見、地域ネットワークの強化を行う活動を通じ、西播磨「水と緑の郷づくり」構想を推進しました。</p>	141

○施策実施の主なポイント (新たな取り組みを中心に)

【参画と協働によるのじぎく兵庫国体・大会の開催とその成果の継承】

多くのボランティア、県民の参画と協働を得て、一人ひとりの県民に支えられて、震災から立ち上がった兵庫の元気な姿を全国へ披露するとともに、全国から寄せられた支援に感謝を表す大会とすることができました。また、その成果を継承するためのネットワークを形成しました。

(例えば)

- 「**のじぎく兵庫国体の開催**」では、AED（自動体外式除細動器）を使用した心肺蘇生法などの体験研修を通じて、専門的な知識を習得するとともに、ボランティア相互の交流を深め、円滑な活動を展開できるようにしました。これらの研修成果を生かし、開会式 1,519 人、閉会式 812 人、大会の全競技日程を合わせると合計 16,000 人のボランティアが会場整理、会場美化、式典運営・競技補助などの実践活動に取り組みました。
- また、「**のじぎく兵庫大会の開催**」では、自治会、子ども会、青年会議所など様々な団体による歓迎、応援活動を行うなどの「のじぎく応援団活動」などを行いました。また、おもてなしボランティア(3,205人)や手話や速記など情報支援の専門ボランティア(841人)、同行ボランティア(1,321人)など「のじぎくパートナー」が活躍しました。
- この「のじぎくパートナー」を対象に、「障害者スポーツボランティアバンク」を設置し、今後の障害者スポーツ大会のスタッフとして活躍いただく仕組みを設けました。さらに、「のじぎくボランティアネット」を設置し、広域イベントの開催や災害救援などの活動機会に関する情報を提供する仕組みを設けました。

【分かりやすい情報提供と県民とともに考えるしくみの効果的な運用】

若者の感性を生かして県政への興味を高める広報の実施をはじめ、分かりやすい県政情報の提供・発信とともに、県民の意見・提言を生かした県政を運営するため、県民が意見・提言を出しやすいよう各種しくみを効果的に運用しました。

(例えば)

- 「**若者広報パートナー協働事業**」では、広報活動に関心のある若者(大学生等)グループが、ケーブルテレビ番組の制作、情報誌での観光PR誌面の作成など、その感性を生かした広報活動に取り組みました。
- 県の計画案を公表し、提出された意見を参考にするとともに、意見への対応状況を明らかにすることにより説明責任を果たす「**県民意見提出手続の運用**(28案件)」については、平成17年度に実施した検証を踏まえて実施要綱などを変更し、県民が意見を提出しやすく、また実施機関が案件の性格などによって柔軟な運用ができる実効性の高い制度となるよう運用を工夫しました。
- 県が設置する附属機関等の審議に県民の意見を反映させるため、委員改選時に、委員の公募(41機関導入)を推進する「**附属機関等の委員の公募の推進**」では、平成17年度に実施した検証を踏まえて指針を変更し、公募による委員への学習機会や情報を提供するなど審議に参加しやすい環境づくりに取り組みました。あわせて、HPの充実、会議、資料、議事録などの公開を進めました。

【県民と協働した地域課題の解決に向けた取り組みの推進】

県民、多様な団体、市町がそれぞれの地域特性を生かして連携し、まちなみ緑化や学校運営など、地域課題の解決に向けた協働事業に積極的に取り組みました。

(例えば)

- 特定分野の行政課題の解決を図るため、知事等が県民に委嘱する推進員等(93種類、約4万人)の活動が円滑に展開されるよう活動支援を行う「**推進員等の活動への支援**」では、災害補償、研修・情報提供、活動手引、身分証交付など、その職務内容に応じて適切な支援を行いました。
- 県民緑税を活用して、住民団体等による緑化活動を支援する「**県民まちなみ緑化事業(助成件数139件)**」では、住民団体等の意見を聴きながら緑化の基本方針を定める緑化計画の策定や、助成申請の一次受付、現地調査を市町で担当いただくなど、市町との連携により、地域の実情に応じた緑地の適切な配置が可能となりました。
- 各小中学校等に地域住民等で構成する「いきいき学校応援団」の設置などを通じて、各学校の創意工夫を生かした開かれた学校づくりをめざす「**『いきいき学校』応援事業**」では、2,879団体・41,884人が応援団として登録いただき、多彩な経験や専門知識・技能を生かした特色ある教育活動が展開されました。
- 各県民局において、「**新湊川河川環境改善事業(神戸)**」「**『尼崎21世紀の森』の推進(阪神南)**」「**中播磨ハイスクール禁煙サポート作戦の展開(中播磨)**」「**西播磨『水と緑の郷づくり』構想の推進(西播磨)**」など、県民の参画と協働を得ながら、地域課題の解決に向けた取り組みを実施しました。

【県民と協働した施設の管理・運営】

河川や道路、公園など公共施設の設置・運営、維持管理にあたって、地域団体やボランティアとの協働のもと、県民の知恵や力が発揮できるような実施方法を工夫しました。

(例えば)

- 県民の参画と協働により、森林の保全と創造を進め、地元住民と都市住民、世代間、親子・家族の交流・ふれあいの場を提供する「**自然活用型野外CSR事業の推進**」では、5つの公園でボランティア(登録612人)が、地元住民や市町などとの連携のもと、里山体験プログラム(461プログラム)が企画・運営されました。
- 県が管理する道路・河川などの一定区間と活動団体等が「**養子縁組**」する「**県民等とのパートナーシップによる道路、河川等の維持管理(ひょうごアドプト)**」では、224団体(19,643人)が県、市町と合意書を締結し、144カ所で清掃美化や草花の植栽などの活動を実施しました。平成18年度には、「**のじぎく兵庫国体・大会**」を契機に、県民の参画と協働による道路を中心とした植栽などが展開されました。

(3) 参画と協働のさらなる推進に向けて

《平成 17 年度に実施した検証を踏まえた取り組み》

平成 18 年度の参画と協働関連施策の実施にあたっては、平成 17 年度に実施した施策の効果の総合的な検証（①県民の意識・実態調査、②市町の取り組み状況調査、③県施策の参画と協働の手法の活用状況の変化の検証、主な施策のケーススタディなど）で明らかになった下記のような課題を踏まえて、創意工夫を行いながら取り組みました。

【参考：施策の効果の検証で明らかになった課題】

「参画と協働関連施策の 3 カ年の報告（H18.1）」より

- ①情報のパッケージ化や県民とのコミュニケーションを促進する広報の推進など、**県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有**
- ②地域に潜在する人材の発掘など**担い手づくり**と、ニーズに応じたきめ細かな支援等を通じた継続的な活動に向けた**担い手の能力アップの支援**
- ③多様な主体の出会いと連携の場づくりや中間支援組織への支援などを通じた**地域づくり活動のネットワーク化の充実**
- ④県民が主体性を高める施策の実施や**公民協働による効率的な施策の実施**
- ⑤広域的・専門的課題に対する先導的施策の立案や、全県一律の基準ではなく、地域特性を踏まえた柔軟な施策実施を基本に、市町と情報共有・意見交換などを通じた**市町と県との役割分担、連携強化**
- ⑥「地域協働」の考え方のもと、地域社会のみんなが、協働が実感できるような、**県民に目に見える分かりやすい形での展開**
- ⑦現場主義の徹底、ノウハウの共有により、成熟時代に求められる行政能力の一つである参画と協働に関する**県職員の意識改革**
- ⑧県民局の現地解決型機能の一層の拡充、県民政策部が中心となった連絡・調整体制の強化など**推進体制の整備**

《確実に浸透・定着しつつある「参画と協働」であるが、なお課題も》

平成 18 年度の施策実施を総括すると、県民の主体性を生かした地域づくり活動を多彩に展開していただくため、分かりやすい情報提供に留意しつつ、地域ぐるみの子育て、地域防犯活動、コミュニティでの活動拠点の確保などについて、多様な県民ニーズに的確かつ柔軟な支援を行う「地域協働事業」をはじめ、地域特性に応じて県民の創意工夫が発揮できるよう柔軟な支援施策を実施してきました。あわせて、県行政のさまざまな場面で、県民の知恵や力が生かせるよう、参画と協働の多様なチャンネルを活用しながら、施策を立案・実施してきました。

この結果、地域を舞台にした県民の主体的な地域づくり活動が、県内各地で多彩に展開されるなど、「参画と協働」という考え方は、成熟社会の地域づくりの手法として、徐々にではありますが確実に県民に浸透・定着しつつあります。

しかし、県民や市町からは、参画と協働の推進に関する県の取り組みを評価しながらも、引き続き工夫が必要な課題や状況変化により生じた新たな課題への対応など、次ページ囲みのような様々な意見・指摘もいただいています。

【県民から寄せられた（参画・協働キャラバン事業（H19.5～））参画と協働の推進の課題】

- ・参画と協働は、多くの人々が理解し、活動の現場で成果を生みつつあるが、最初の一步を踏み出せない人も多い。分かりやすいガイドブックなども活用しているが、さらなる普及・啓発のために、県は市町と連携して身近な場所での情報提供が必要である。
- ・地域での活動を展開するためには、地域団体とNPOなどの多様な団体のネットワークや、地域間の交流を支援していくことが重要である。また、多様な世代間のコミュニケーションも必要である。
- ・地域での活動を継続していくためには、人材、時間、資金、場所などの多くの課題がある。様々な支援施策もあるが、県民には手続きが難しいものもある。
- ・地域のイベントに参加してくれる県民は多いが、その企画・運営となると難しい。地域コミュニティに県民が主体的にかかわっていくことの重要性を理解いただけるような取り組みが必要である。

【市町アンケート（H19.6）からみた参画と協働の推進の課題】

- ・県民交流広場事業、地域づくり活動応援事業、地域安全まちづくり事業など市町の施策を補完し、地域の活性化に一定の成果がある施策も多い。
- ・地域づくりを支援する施策をより効果的に展開するため、地域住民に密接な課題に取り組む基礎自治体である市町と、広域自治体である県の役割分担のもと、企画・立案段階からの市町との協議、全県一律ではなく、地域特性や課題に配慮した柔軟な実施方法のさらなる工夫など、市町との一層の相互理解、連携強化が必要である。その際、連携の名のもとに、市町に過重な負担をもたらさないような配慮が必要である。
- ・市町と県の関連機関の情報・意見交換、研修の機会などの設置・拡充などを通じて、参画と協働についての共通認識の形成、ネットワークづくりが必要である。
- ・先進的な事例、参画と協働の手法を効果的に活用するためのノウハウ等についての情報提供などを通じて、市町施策への支援が必要である。例えば、各県民局の地域協働課を、市町の担当者の県への総合相談窓口として位置づけてはどうか。
- ・市町の枠を超えて活動するテーマ型団体や中間支援団体について、広域的な視点からの支援、他の団体とのコーディネート機能の充実が必要である。
- ・NPOの育成など、市町にはノウハウが乏しい分野での県の主体的な取り組みの拡充が必要である。
- ・市民活動に対するスポット的な助成は、市民活動の誕生や初期支援という面では効果があるが、最も重要な継続的な活動や発展には効果が薄いため、新たな仕組みづくりが必要である。
- ・県・市・社協・関係団体等が行っている同様の施策（例えば人材バンク）について、一括して登録できるようなネットワークづくりが必要である。

《支援指針・推進計画に基づくさらなる推進》

平成17年度に実施した施策の効果の総合的な検証で明らかになった課題はもとより、県民や市町から指摘された上記のような課題などを踏まえて、「(改定版)支援指針・推進計画」に基づき、地域社会の共同利益の実現と、県行政の推進という2つの場面で、「県民主役」の考え方にに基づき、「参画と協働」を推進する各施策の実施を通じ、その理念や考え方のさらなる普及・浸透に努めるとともに、市町との連携強化を図りながら、多様な取り組みを展開していくことが重要です。

具体的には、分かりやすい情報提供を基本に、県民の主体性や活動の継続性、市町との連携強化などに配慮しながら、県民がニーズに応じて選択できる柔軟な支援方法を工夫します。また、活動のリーダー・仲間の確保、地域団体、ボランティアグループ、NPOなどの多様な主体間のネットワーク形成による地域づくり活動を支援していきます。一方、県民が県行政への意見・提言を出しやすい制度の運用、公民協働による効果的な施策を推進していきます。

これらの取り組みにあたっては、庁内自治や現場主義の徹底を通じた職員意識の改革、知見やノウハウの蓄積と共有などによる県民の視点に立った施策立案・実施能力の向上はもとより、推進体制の一層の強化に取り組むこととします。さらに、施策の立案・実施にあたって、参画と協働の多様な手法を効果的に活用しているかについて評価することが、参画と協働のさらなる推進にあたって重要であるため、評価の視点、手法などについての検討を行うこととします。

【参考】(改定版) 支援指針・推進計画の主な内容

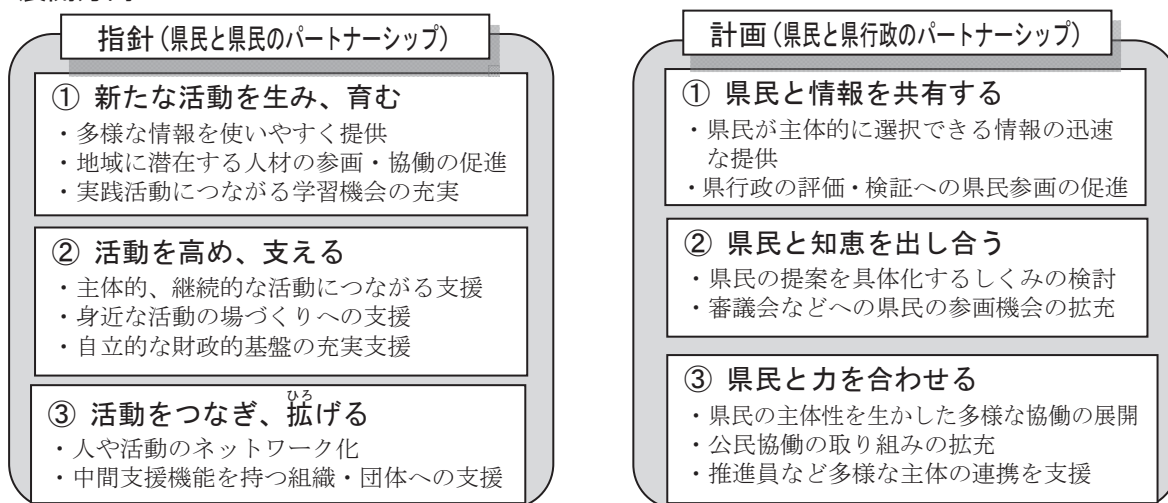
1 兵庫が描く参画と協働 ～みんなが主役で 多彩な協働～

- 「新しい公」を担う創造的市民として、誰もが生きがいをもって暮らせる地域社会を実現します。
- 県民とのパートナーシップに基づく新しい行政手法とそのしくみを一層確かなものにします。
- 県民一人ひとり、団体、事業者、行政などが、役割を分担し相互のパートナーシップを確立します。

2 大切にしたい3つの視点 ～わかりやすさが基本～

①県民主役の展開	県民一人ひとりが地域社会の主役として、自律的な取り組みが展開されるよう、多様な参画と協働のしくみづくりに取り組みます。
②過程（プロセス）の共有	多様な主体が議論し、試行錯誤を繰り返しながらより良いものにしていくという、双方向性のある、過程を重視した取り組みを進めます。
③相互信頼のネットワーク	多様な主体が、違いを認め合い、支え合い、触発し合うなかで、パートナーシップを確立し、信頼しあえるネットワークを形成します。

3 展開方向



4 参画と協働の推進に向けて

- 目に見える形での展開～地域協働の推進～
- 推進体制の整備 ・職員意識の醸成 ・市町との連携を深め、全庁一体の推進体制の整備

《平成19年度の重点取り組み》

【地域づくり活動のさらなる支援】

平成19年度には、まず県民の参画と協働のもとに実施した「のじぎく兵庫国体・大会」でのボランティア活動の機運の高まりを一過性のものとせず、その成果の継承・発展に取り組めます。さらに、団塊世代の人々が、順次60歳の定年を迎え、地域での新しい生活を始めます。そこで、この団塊世代の人々が、第2の人生を充実したものとするため、また地域づくり活動を活性化するため、これまで積み重ねた知識や経験を生かし、地域づくり活動の多様な場面で活躍できるよう、相談体制のあり方をはじめ

め、ニーズに応じた支援施策を検討していきます。

また、県民の主体的な参画と協働の活動が多様に展開される一方、地域コミュニティの基盤が弱体化しつつあることも否めません。このため、参画と協働を基本に、地域コミュニティの再構築に向けて、あるべき姿とその支援方法などを多様な視点から検討することとします。

【市町と県の連携強化】

「参画と協働」は、今後の自治体運営にとっての重要な課題として、県内各市町で特色のある条例制定や施策が実施されるなど、地域特性に応じた取り組みが進められています。そこで、県は、生活に密着した課題に対応する基礎自治体である市町の取り組みを尊重しながら、広域自治体として、全县を視野に入れた地域の総合的なコーディネーターとして、広域的・専門的な課題への対応や、先導的な取り組みを基本に、地域づくりの対等なパートナーである市町との連携強化に努めることが重要です。

このため、県民ニーズを踏まえて、施策立案段階から、情報を共有し、意見交換を行い、それぞれの特性を生かして協働できるよう仕組みを拡充していきます。また、先行的に取り組んでいる市町と施策実施方法などの調整を図るとともに、例えば、都市と農山漁村地域などで施策実施方法に幅を持たせるなど、地域特性に応じた柔軟な手法を導入していきます。さらに県民の視点に立って、施策の効果が相乗的に高まる場合には、市町と県がそれぞれの特性を生かして、重層的に取り組むことも必要です。これらを通じて、市町と県の連携を深めながら、兵庫県全域での「参画と協働」の浸透・定着を図っていきます。

【県民主役の地域づくり】

「参画と協働」は成熟社会における地域づくりの考え方として、阪神・淡路大震災後に提唱された新しいものであり、その進め方はテーマや分野などに応じて多種・多様で、取り巻く状況も変化しています。今後は、これまでの成果の上に、もう一度参画と協働の理念に立ち返り、県民みんなで夢とビジョンを確かめ合いながら、県民一人ひとりが主役となって地域づくりを進め、個性と多様性が生き、共生と連帯で支える地域社会をめざして、豊かな成熟社会を先導していく取り組みを展開していきます。

＜ 参考 1 : 市町の参画と協働に関する取り組み状況（詳細は資料編－3 参照） ＞

本県では、平成 18 年度末現在で、県内 41 市町のうち、17 市町（※）において参画と協働に関する条例や指針等が施行されるなど、市町の参画と協働の取り組みは、各市町の実情に応じて着実に進められています。

※ 年度順に、宝塚市、加西市、三田市、伊丹市、神戸市、相生市、篠山市、西脇市、赤穂市、芦屋市、明石市、稲美町、三木市、豊岡市、姫路市、高砂市、養父市の 17 市町です。

なお、合併により条例が失効した旧生野町は件数から除外しています。また、異なる年度に条例等を施行している宝塚市及び篠山市は、それぞれ 1 団体として数えています。

1 参画と協働に関する条例等の施行状況

本格的な成熟社会を迎え、自治体運営の基本的な手法として、参画と協働の重要性が増しているなか、参画と協働に関する条例や指針等を施行している市町は、表 1 のとおり、平成 14 年度が 4 団体、平成 15 年度が 1 団体、平成 16 年度が 4 団体、平成 17 年度が 5 団体、平成 18 年度が 6 団体と着実に増えています。

また、西宮市、朝来市、明石市、三木市などいくつかの市町で、これまでの取り組みを一層充実させるため、市民参画条例（仮称）や自治基本条例（仮称）の制定に向けた検討が進められています。

さらに、参画と協働に関する基本的な考え方や取り組み方針等を取りまとめた指針等を策定したうえで、それまでの取り組みをさらに進めるため、条例の制定を予定している市町が一部あります。

2 参画と協働に関する個別・具体的な制度・仕組みの導入状況

条例や要綱等に基づく主な参画と協働に関する制度・仕組みの導入状況を見ると、図 1 のとおり、最も導入が進んでいるものは、「パブリック・コメント手続」で、18 市町で導入されており、導入予定を含めると 27 市町となっています。

次に導入が進んでいるのが「附属機関等の委員の公募」で、16 市町で導入されています。また、「附属機関等の会議及び会議録の公開」と「行政評価制度」がそれぞれ 15 市町、「推進員等」が 13 市町で導入されています。

こうした行政への参画と協働を推進する制度のほか、地域づくり活動を支援する制度として、小学校区単位等の地域ごとに担当職員を配置し、住民ニーズの把握や地域づくり活動のサポート等を行う「職員地域担当制度」が 11 市町で導入されています。また、複数の個別補助金を統合し、地域コミュニティの裁量により用途を決定する「包括補助金制度」が 6 市町で導入されています。その他、地域づくり活動に取り組む団体に対し、個人住民税の数パーセント相当額を原資として助成する「市民活動支援金制度」が三木市で導入されています。

【表 1】 参画と協働に関する条例等の施行状況

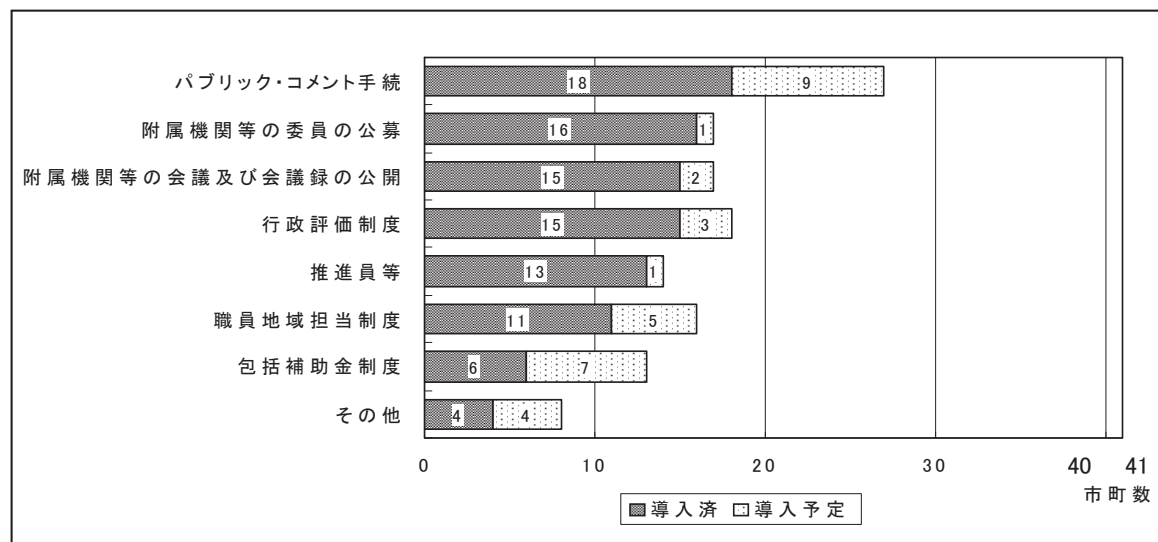
年度	市町名	条 例	市町名	指 針 等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(※)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民の意見提出手続に関する条例 神戸市民による地域活動の推進に関する条例 神戸市行政評価条例 相生市市民参加条例	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	宝塚市 赤穂市	宝塚市市民パブリック・コメント条例 赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稲美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	三木市 篠山市	三木市市民活動支援条例 三木市市民意見公募手続条例 篠山市自治基本条例 篠山市パブリックコメント手続条例 篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例 篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例	豊岡市 姫路市 高砂市 養父市	市民と行政の協働推進指針 姫路市市民活動・協働推進指針 「参画と協働」に係る高砂市の指針 養父市ともに働く元気な養父づくり推進指針
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市	協働のまちづくりの基本方向～きょうDOガイドライン～

(以下、今後、制定予定のある市町の状況)

19	西宮市	市民参画条例(仮称)	—	—
20	朝来市 明石市	朝来市自治基本条例(仮称) 明石市自治基本条例(仮称)	三田市 新温泉町	三田まちづくり憲章 住民の参画と協働の推進に関する指針(仮称)
21	三木市	三木市まちづくり基本条例(仮称)	—	—
未定	三田市 西脇市 佐用町 養父市 丹波市	三田市まちづくり基本条例(仮称) 西脇市自治(まちづくり)基本条例(仮称) 佐用町まちづくり基本条例(仮称) 養父市ともに働く元気な養父づくり推進条例(仮称) 丹波市自治基本条例(仮称)	—	—

※ 生野町まちづくり基本条例は、平成 17 年 4 月 1 日付けで生野町が、和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効。

【図 1】 参画と協働に関する主な制度・仕組みの導入状況



3 参画と協働に関する主な施策・事業の実施状況

(1) 地域づくり活動の支援

地域づくり活動を支援する場面では、主体的な住民活動への総合的な支援に取り組む市町が増加しています。具体的には、次のような施策・事業が展開されています。

- ① まちづくり、防犯、子育て支援などの具体的な課題について、情報提供、専門家の派遣、人材育成などを支援する事業

主な事例：あまがさきキッズサポーターズ支援事業【尼崎市】、まちづくり助成（専門家派遣、活動助成金交付）【西宮市】、まちづくり講座支援事業【川西市】、防犯対策事業【加東市】

- ② 住民の企画提案に基づく主体的な活動への助成事業

主な事例：パートナーシップ活動助成【神戸市】、市民活動タイアップ事業【伊丹市】、市民活動バックアップ補助金制度【加古川市】、姫路市地域夢プラン事業【姫路市】

- ③ 自治会・町内会や小学校区単位等で設置される住民自治組織の活動拠点の整備や活動に対する助成事業

主な事例：自治会館建設事業補助事業【宝塚市】、地域振興事業補助事業【新温泉町】
まちづくり協議会の設立支援【篠山市】、洲本市連合町内会助成金【洲本市】

また、表2のとおり、地域づくり活動の総合的な支援やNPO活動の支援機能を担う、市町立の拠点施設の整備も各地で進められています。

【表2】市町立の活動支援センター（参画協働課調）

地域	名称	地域	名称
神戸	協働と参画のプラットフォーム（神戸市） 神戸市コミュニティ相談センター こうべまちづくりセンター 神戸市市民活動総合支援拠点	東播磨	あかし市民活動フリースペース 加古川駅南まちづくりセンター 稲美町ボランティア協会
		北播磨	小野市うるおい交流館「エクラ」 加西市地域交流センター
阪神南	西宮市市民交流センター あしや市民活動センター	中播磨	姫路市市民会館（NPO法人活動支援室）
		但馬	豊岡市民プラザ
阪神北	伊丹市立市民まちづくりプラザ 川西市市民活動センター 三田市まちづくり協働センター（市民活動推進プラザ）		

(2) 行政への参画と協働

行政への参画と協働の場面では、行政の様々な場面において、次のような施策・事業が展開されています。

- ① 首長や職員が地域に出向いて意見交換する行政懇談会の開催など住民との積極的な対話を推進する事業

主な事例：播磨わくわく講座【播磨町】、まちづくり出前トーク【三木市】、町政懇談会【香美町】、行政懇談会【南あわじ市】

- ② 地域住民を中心に組織された実行委員会の企画・運営によるイベントの開催

主な事例：高砂堀川まつり【高砂市】、市民主体の小野まつり【小野市】

- ③ 指定管理者制度の導入などによる公の施設の管理・運営

主な事例：地区集会所（指定管理者業務）の支援【芦屋市】、公園等管理事業（あらい浜風公園ふれあい花壇）【高砂市】

< 参考 2 : 参画と協働による活動の事例 >

県内各地で、県民の皆さんの主体的な発意や創意工夫を生かした参画と協働による多彩な活動が展開されています。

ここでは、県の施策を活用したり県と協働する中で、平成 18 年度に活動が始まったものや、話題となったものなどについて、その一例を紹介します。

活動分野	活 動 例	関連施策
地域安全まちづくり	現役大学生による児童下校時の付き添いパトロール (姫路獨協大学法学部)	地域安全まちづくり事業
男女共同参画	地域における男女共同参画セミナーの開催 (イーブン市民講師)	男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設
消費者保護	悪質商法追放キャンペーンの実施 (丹波消費者団体連絡協議会)	地域のくらし安全強化対策事業
健康づくり	塩分ひかえて健康づくり (姫路市いずみ会香寺支部)	地域づくり活動応援(パワーアップ) 事業
文化・スポーツの振興	大学との共催による「ひょうごへりテージまつり」の開催 (ひょうごへりテージ機構 (H2O))	歴史文化遺産活性化事業の実施
	スポーツを通じた心豊かな地域づくり (スポーツクラブ 21 長尾台)	スポーツクラブ 21 ひょうごの推進
子育て支援	NPOと行政の子育て支援会議設立記念フォーラムの開催 (NPOと行政の子育て支援会議)	NPOと行政の子育て支援会議の設置
	地域の連携による「まちの子育てひろば」(商店街子育てルーム「スクスク」)	まちの子育てひろば事業の拡充
教育	芦屋川を舞台にした環境学習 ～芦屋川探検隊!～ (NPO法人 さんぴいす)	共生博物館地域研究員養成事業の実施
	自分の責任で自由に遊ぶ ～東浦浦校区子ども教室～ (淡路市子どもの居場所づくり推進協議会)	子どもの居場所づくり推進事業
環境の保全	植樹による魅力ある地域景観の創造 (松が丘小学校・幼稚園創立 20 周年記念植樹実行委員会)	県民まちなみ緑化事業
国際交流	「地域国際化を考える研修会」の開催 (NPO法人 神戸定住外国人支援センター)	外国人県民安全・安心ネットの推進
地産地消	空き店舗を活用した都市地域直売施設「旬采採れたて便」の開設 (長田区農産物直売推進協議会)	都市地域直売施設整備事業
地域間交流	農村ボランティアとの協働による花しょうぶ園の手入れ (佐用町西新宿地区)	農村ボランティア活動の支援
	都市農村交流による棚田の保全・地域活性化 (多可町加美区岩座神地区)	棚田地域集落支援事業
地域の情報化	但馬の住民ディレクターが作るインターネットテレビ局 (但馬を映像で発信する会)	情報交流を通じたコミュニティの活性化の推進
公共施設の維持管理	主要地方道坂越御崎加里屋線 (駅前通り) の環境美化 (赤穂駅前商店街)	県民等とのパートナーシップによる道路、河川等の維持管理 (ひょうごアドプト)
地域コミュニティの活性化	世代間・新旧住民間の交流・連携によるコミュニティづくり (明石市藤江地区)	県民交流広場事業の展開

1 地域安全まちづくり

現役大学生による児童下校時の付き添いパトロール（姫路獨協大学法学部）

姫路獨協大学法学部は、平成 18 年 6 月に道谷助教授（現教授）が、姫路市と連携して、学生に対してまちの安全安心に関する研修を実施したことをきっかけに、同年 10 月に姫路市の市民参加による防犯活動「安全安心まちづくりサポーター」制度の事業所として登録し、同年 11 月から地元小学校の児童集団下校に付き添う活動を行っています。

具体的には、ゼミ学生約 80 人が、授業の合間を見て、月曜日から金曜日まで毎日約 10 名が交代（1 人当たり 1 週間 1 回程）で姫路市立広峰小学校へ行き、おおむね 14 時から 16 時までの間に下校する児童の付き添いをしながら、自宅付近まで送り届けています。

また、通学路において、信号の設置されていない交差点や道幅の狭い道路の付近に立って、安全指導を行っています。

今後は、下校時の付き添いパトロールだけでなく、姫路市とタイアップして、青色回転灯を装着したパトロール車を用いたパトロールなど、学生の負担にならない範囲内での活動の展開を検討していきます。

（P10、資料編 P22:「地域安全まちづくり事業」参照）



2 男女共同参画

地域における男女共同参画セミナーの開催（イーブン市民講師）

イーブン市民講師とは、県立男女共同参画センター（愛称イーブン）で実施している「男女協働アドバイザー養成塾」の修了生及び男女共同参画推進員など、地域で男女共同参画社会の実現に取り組んでいる県内在住・在勤・在学の男女を対象に「男女協働市民講師養成講座」を実施し、講師としての教授技術の修得度が一定のレベルに達した修了生で、「イーブン市民講師」として登録された方々のことです。

登録後、市町等からの講師派遣の依頼を受け、県立男女共同参画センターで日程調整等を行った上で、地域で開催される男女共同参画に関する学習会等で講師をしていただいています。

平成 18 年度は、市町の公民館や生涯学習支援センターなどで、イーブン市民講師による男女共同参画セミナーを 33 回実施しました。

今後も、こうした普及啓発を草の根的に展開していくことで、地域における男女共同参画社会づくりを推進していきます。

（資料編 P169:「男女協働アドバイザー養成塾・男女協働市民講師養成講座の開設」参照）



3 消費者保護

悪質商法追放キャンペーンの実施（丹波消費者団体連絡協議会）

近年、商品・サービスの安全性に関する問題や、高齢者をねらった悪質な商法、身に覚えのない架空請求などが大きな社会問題となっていることから、丹波消費者団体連絡協議会では、地域の祭りや文化祭など多くの人が集まる機会を利用して「悪質商法追放キャンペーン」を実施しています。

平成 18 年度は、北近畿豊岡道春日和田山道路開通イベント、春日地区の春日祭り、山南地区の薬草薬樹公園で開かれたイベントなど、地域住民が集まる機会を利用し、啓発グッズ等の配布や、啓発パネルの展示などにより、悪質商法や振り込め詐欺に対する注意喚起を行いました。

今後もこうした取り組みを通じて、消費者意識の高揚を図り、悪質商法による被害の未然防止に取り組んでいきます。

（資料編 P223:「地域のくらし安全強化対策事業」参照）



4 健康づくり

塩分ひかえて健康づくり（姫路市いずみ会香寺支部）

食生活の欧米化が進む中、生活習慣病が深刻化しています。生活習慣病は、日常生活における心がけ次第で予防することが可能であると言われており、その一つである高血圧症の予防には薄味の習慣が大切なことはよく知られています。そこで、平成 18 年度、姫路市いずみ会香寺支部では、日頃からの減塩によって生活習慣病を予防するための取り組みを展開しました。

具体的には、減塩方法を網羅的かつ分かりやすくまとめた冊子「塩分ひかえて健康づくり」や図表によるパネルを作成し、これらを活用しながら、地域の健康展や食育講座において、塩分をひかえた食生活の普及・啓発を図るとともに、各家庭から持ち寄ったみそ汁の塩分濃度の測定や簡単な天然だしの取り方などを実演し、減塩による食生活を体験していただきました。参加者からは、「添加物のないおいしいだしなので、早速仲間のお母さんに伝えたい」「これからも測定活動を続けてほしい」といった声が聞かれるなど、大変好評でした。

今後も、こうした取り組みを継続し、減塩による健康づくりの輪を広げていきます。

（P10、資料編 P13:「地域づくり活動応援（パワーアップ）事業」参照）



5 文化・スポーツの振興

大学との共催による「ひょうごヘリテージまつり」の開催 (ひょうごヘリテージ機構〈H2O〉)

兵庫県ヘリテージマネージャー養成講習会（平成13年度から17年度まで5回開催）の修了生が中心となって、平成16年6月に歴史文化遺産の活用・保存の推進を目的とするネットワーク組織「ひょうごヘリテージ機構（H2O：Hyogo Heritage Organizationの略）」を設立しました。H2Oには2つの意味があります。一つは、ヘリテージマネージャーだけではなく、それ以外の人たちとのネットワークの構築に向けて踏み出すこと、もう一つは、建築士だけでなく、行政関係者、アーティスト、郷土史家、学生、一般の人たちが加わることで総合力をアップさせることです。

これまでH2Oでは、年に一度のヘリテージマネージャー大会の開催、兵庫県教育委員会が主催する近代化遺産総合調査への協力、平成16年台風23号によるヘリテージ被災状況調査などに取り組んできました。

養成講習会も5回開催し、人材育成から本格的な活動展開の段階を迎えた平成18年度は、これまでの活動の総括と今後の展望を示す機会として、6月に神戸山手大学との共催で「ひょうごヘリテージまつり」を開催しました。当日は、ヘリテージマネージャー大会をメインに、歴史文化遺産見学ツアーやパネル展示を行うなど、一般・学生にも開かれたイベントとしました。

このイベントで、大学との共催が実現したことは、「ヘリテージマネージャー以外の人たちとのネットワークを構築し、総合力をアップさせる」というH2O発足時の理念に向けての大きな前進であったと考えています。

（資料編P171：「歴史文化遺産活性化事業の実施」参照）



スポーツを通じた心豊かな地域づくり（スポーツクラブ21長尾台）

スポーツクラブ21長尾台は、宝塚市長尾台小学校区を対象地域とした、会員数340人のクラブです。子どもから高齢者までが、スポーツを通じて、元気（健康・体力・気力）を保持・増進しながら、会員相互の親睦を図り、地域社会の連帯を育み、心豊かな地域生活の実現に努めるとともに、クラブの全活動を通じて、マナーを尊重する慣習の育成を図ることを目的として平成15年9月に設立されました。

活動は、同小学校のグラウンドや体育館での野球やバレーボールなどのクラブ活動のほか、新春ハイキングや夏祭りといった会員相互の親睦を図るための交流行事など、地域に密着した活動を展開しています。

平成18年度は、武庫川溪谷ウォーキング、ミニ運動会、春・秋のバスツアー、三世代交流の集いなどの活動を行いました。ミニ運動会では、ウォーキング集中講座で歩き方のコツを学ぶとともに、チームに分かれて新しいスポーツであるカラーリングと囲碁ゴルフを楽しみました。参加者は30人とこぢんまりとした運動会になりましたが、その分、親近感が深まり、大変楽しいレクリエーションになりました。

今後もこうした交流行事やスポーツを通じて、世代を超えた親睦を図り、心豊かな地域づくりに取り組んでいきます。

（資料編P166：「スポーツクラブ21ひょうごの推進」参照）



6 子育て支援

NPOと行政の子育て支援会議設立記念フォーラムの開催 (NPOと行政の子育て支援会議)

地域の子育て支援に大きな役割を果たしているNPOと行政とが継続して情報を共有し、協働して子育て支援を行う仕組みをつくり、社会全体での子育て支援の取り組みを一層進めるため、県内のNPOやグループ79団体と、県や市町などの行政28団体による「NPOと行政の子育て支援会議」が平成18年8月に発足し、同会議が設立記念フォーラムを神戸市中央区のラッセホールで開催しました。

フォーラムでは、NPOの代表者や行政の担当者らが事例報告のパネルディスカッションを行い、NPO相互の情報交換や研修会の開催、活動する場の確保等について議論しました。

今後は、会報の発行や会員交流会の開催、さらには、県内で子育て支援に取り組むNPOや企業が一堂に会して、活動内容の紹介や意見交換を行う「子育て支援メッセ」の開催などにより、社会全体での子育て機運を盛り上げていきます。

(資料編P226:「NPOと行政の子育て支援会議の設置」参照)



地域の連携による「まちの子育てひろば」(商店街子育てルーム「スクスク」)

尼崎市で商店街のアーケード改修に合わせ、店主の皆さんが、同市杭瀬で子育てサークルを開いている「ばーぶくらぶ」のお母さんに、「一緒に子育てサロンを作ろう」と声をかけ、杭瀬栄街EAST商店街の一角に、「まちの子育てひろば」が平成19年1月に開設されました。

開設にあたって、「地域のお年寄りの方と一緒に参加してもらい、少し子どもたちを見守っていただけたらうれしい」というお母さんたちからの要望がきっかけで、近くの老人クラブにも参加を呼びかけ、お母さんと子どもだけでなく三世代が和気あいあいと交流できる、「まちの子育てひろば」となりました。

現在、ひろばでは、薬局の店長さんが「薬を飲むときに気をつけること」について話をされたり、老人クラブの方が「あやとり・お手玉遊び」の指導をされるなど、子どもたちだけでなく、参加している大人たちも夢中に話を聞いたり、遊んだりしています。

また、季節の行事でも、老人クラブの方と昔ながらの工作をして遊んだりするなど、地域の老人クラブの方との交流を子どもたちも喜んでいきます。

現在の活動は月1回ですが、その他の地域づくり活動グループにも声をかけながら、今後は常時開設のひろばへと発展することを目指しています。

(資料編P163:「まちの子育てひろば事業の拡充」参照)



芦屋川を舞台にした環境学習 ～芦屋川探検隊！～（NPO法人さんぴいす）

芦屋川探検隊とは、芦屋市の中心部を流れる芦屋川を舞台にした環境学習活動であり、NPO法人さんぴいすでは、子どもたちにとって身近な近隣地域の自然や地域の大人との交流を通し、自ら学ぶ楽しさを少しでも多くの子どもたちに伝えるために、平成 17 年度から本活動を企画・実施しています。

平成 17 年度は初回ということもあり、芦屋川の水生生物の調査、標本づくりなど、単発のイベント的要素の強い活動でしたが、2年目の平成 18 年度は、芦屋川に生息し降河回遊性を持つモクズガニに着目し、モクズガニが河口から芦屋川上流部まで遡上する手助けをするというメインテーマを掲げ、子どもたちの興味関心を高めつつ、カニやそこに住む生き物の目線で芦屋川を観察することで、これまでにはない視点で物を見つめ、自ら考え、答えを導きだしていくといった、論理的思考を育む学習活動の要素を増やした活動としました。その結果、子どもたちが自ら観察し、撮影した写真などをもとに、芦屋川の観察マップを完成させることができました。

今後は、活動の場を芦屋川だけでなく河口付近の海や上流部の六甲山へと広げ、ゼロエミッションの考え方も取り入れた環境学習活動へとさらに発展させていきたいと考えています。

（資料編 P179:「共生博物館地域研究員養成事業の実施」参照）



自分の責任で自由に遊ぶ ～東浦 浦校区子ども教室～ （淡路市子どもの居場所づくり推進協議会）

淡路市子どもの居場所づくり推進協議会では、地域の人材や力を結集して、子どもが安全に安心して活動できる「居場所」を整備するとともに、子どもを見守り育てる地域の教育環境の再生を図るため、地域の大人や高校生ボランティアの協力を得ながら、「自分の責任で自由に遊ぶ」ことを基本ルールとした、子ども教室を実施しています。

活動内容は、毎週土曜日に東浦防災センターで実施する自由遊びを中心にしながら、月 1 回、プレーパーク淡路島冒険の森を利用した自然体験活動を行っており、平成 18 年度は、年間 50 回実施し、延べ 470 人の児童生徒が参加しました。

活動にあたっては、安全管理指導員として、地域の大人が指導するとともに、高校生ボランティアが指導補助員として活動に参加しています。また、月 1 回、活動通信を発行し、保護者との情報共有を図っています。

今後は、地域内で子どもとかかわる活動を行っている様々な団体や組織とも連携を図りながら、子ども教室の取り組みが地域に根付いたものとなるよう努めていきます。

（資料編 P165:「子どもの居場所づくり推進事業」参照）



8 環境の保全

植樹による魅力ある地域景観の創造 (松が丘小学校・幼稚園創立 20 周年記念植樹実行委員会)

三田市の松ヶ丘小学校・幼稚園が創立 20 周年を迎えるのを契機に、学校及び幼稚園庭の周辺と通学路の一部にサクラ等を植樹することで、魅力ある地域景観の創造と学童・園児の情操の健やかな成長に資するものとの趣旨に賛同した、校下の P T A、自治会、ボランティア団体等によって、平成 18 年 8 月に、松が丘小学校・幼稚園創立 20 周年記念植樹実行委員会が結成されました。

記念植樹作業は、学童・園児、P T A、地域住民などが協働して行い、植樹に伴う費用は、県民まちなみ緑化事業を活用するとともに、校下全世帯への募金活動により確保しました。

今後は、地域の緑化ボランティア等が中心となって、学童・園児とともに、水やり、施肥、剪定などを行い、豊かな「緑」が子どもたちの世代に引き継がれていくよう大切に育てていきます。

(P15、資料編 P121:「県民まちなみ緑化事業」参照)



9 国際交流

「地域国際化を考える研修会」の開催 (NPO法人 神戸定住外国人支援センター)

NPO法人神戸定住外国人支援センターは、定住外国人の自立・自活を支援する非営利団体です。同センターは、阪神・淡路大震災の後、全国各地から、また、遠く海外から神戸に駆けつけてくれた多くのボランティアから生まれた二つの支援組織「兵庫県定住外国人生活復興センター」と「被災ベトナム人救援連絡会」が一つになり、平成 9 年 2 月に設立されました。

同センターでは、毎年、県・県国際交流協会との協働により、主に外国人と接する機会の多い学校教育現場の職員、福祉事務所などのケースワーカー、日本語ボランティアなどを対象に、地域で共存する外国人県民の現状や様々な課題について、現場の声を交えながら、ともに学び、理解を深めるための「地域国際化を考える研修会」を開催しています。

平成 18 年度は、8 月に 5 日間の日程で開催し、「日本の現代史が残した課題」をテーマに中国帰国残留孤児となられた方の体験に基づく講演、「新たな『外国人』の移住」をテーマにベトナム難民の受け入れに関する講演、「外国人住民の抱える問題」をテーマに外国人の子どもたちの教育に関する取り組みの報告などを、学識者、行政職員、NPO・NGO関係者、当事者などの多様な講師を招いて実施しました。また、最終日には、フィールドワークとして「子ども多文化共生センター」を見学し、県内の行政とNGOの取り組みについて理解を深めました。

(資料編 P159:「外国人県民安全・安心ネットの推進」参照)



10 地産地消

空き店舗を活用した都市地域直売施設「旬菜採れたて便」の開設 (長田区農産物直売推進協議会)

「市街地に地産地消の農産物販売を」との地元婦人会の要望に応え、神戸市の長田中央小売市場協同組合が中心となり、J A兵庫六甲や神戸市消費者協会などの協力を得て、平成 18 年 10 月に長田区農産物直売推進協議会を結成しました。

その後、取り扱う農産物の種類や販売方法など具体的問題を検討し、準備を重ね、平成 19 年 2 月に、長田中央市場内の空き店舗を活用して都市地域直売施設「旬菜採れたて便」を開設しました。

毎月 1 日と 18 日の 2 回、市場内の青果物商店主らによって直売活動が行われています。開店日には、西区を中心に市内の農家で生産された有機栽培の青果物や兵庫県産の米など 10 種類あまりが店頭並び、新鮮で安心な地元農産物を求める消費者でにぎわっています。

今後は、旬の野菜料理の紹介や生産現場の見学会などのイベントも絡めながら、市場の活性化につなげていきたいと考えています。

(資料編 P183:「都市地域直売施設整備事業」参照)



11 地域間交流

農村ボランティアとの協働による花しょうぶ園の手入れ(佐用町西新宿地区)

佐用町西新宿地区は、中国道佐用インターチェンジから車で 30 分、岡山県境の山深くに位置する集落です。当集落では、平成 10 年から休耕田を活用した花しょうぶ園を開園し、集落の活性化を図っています。

活動の担い手の高齢化により、年々、管理が大変になる中、平成 16 年からは、ふるさと水と土基金※を活用した「農村ボランティア」制度を取り入れ、都市住民を中心とする農村ボランティアとともに毎年 2 回程度花しょうぶ園の手入れを行っています。

平成 18 年度には、「西播磨花の郷(さと)」に選ばれるなど、「おじいちゃんとおばあちゃんの花しょうぶ園」として、年々知名度は上がっています。

1 ヘクタールの園内には、170 種 50 万本の花しょうぶが植えられ、毎年、見ごろを迎える 6 月は、多くの入園客でにぎわっています。

※ふるさと水と土基金：中山間地域における土地改良施設や農地の有する多面的機能の良好な発揮、集落保全活動の活性化を図るための地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を目的に設けられた基金のこと。

(P11、資料編 P26:「農村ボランティア活動の支援」参照)



都市農村交流による棚田の保全・地域活性化（多可町加美区岩座神地区）

多可町加美区岩座神地区は、急傾斜地に整備された、全国でも有数の素晴らしい景観を持つ石積みの棚田地域です。

当集落では、農業の後継者不足と耕地の荒廃を防ぐため、平成8年度に「棚田保存会」を設立し、美しい棚田の維持管理に努めています。また、平成9年度からは、「棚田オーナー制度」を取り入れ、都市住民と交流を図りながら、地域住民が一体となって、棚田の保全とこれを生かした地域の活性化に取り組んでいます。

平成18年度も、棚田オーナーを受け入れるとともに、マンネングサの植栽、休耕田における景観作物としてのそばの栽培とその製品化、婦人会有志による棚田で収穫した葉わさびを使った特産品の開発など、棚田の保全と地域の活性化に向け、様々な活動に取り組みました。

今後も、こうした取り組みを通じて、美しい棚田の景観を守るとともに、これを生かした地域づくりを進めていきます。

（資料編 P188:「棚田地域集落支援事業」参照）



12 地域の情報化

但馬の住民ディレクターが作るインターネットテレビ局 （但馬を映像で発信する会）

但馬を映像で発信する会は、番組作りのプロセスを通じて住民の企画力を養成する「住民ディレクター」の考えをベースに、住民手作りの映像情報を発信しつつ、ビデオをコミュニケーションツールとして活用した地域づくりに取り組んでいます。

平成18年度は、「但馬TV」というインターネット放送局を立ち上げました。但馬の住民自らが、日々の暮らしや仲間とのつながりの中で触発された思いを表現する手段として番組を制作し、自前のサーバーで公開しています。

「番組はオマケ」「プロセス重視」で始まった活動ですが、今後は「地域に役立つ番組づくり」にさらに重点を置き、都会のメディアとは違った自分たちの価値観による情報発信を地域の活性化につなげる活動に取り組んでいきます。

（資料編 P177:「情報交流を通じたコミュニティの活性化の推進」参照）



13 公共施設の維持管理

主要地方道坂越御崎加里屋線（駅前通り）の環境美化（赤穂駅前商店街）

赤穂駅前商店街では、平成 18 年 8 月に兵庫県と合意書を締結し（ひょうごアドプト※）、年 3 回程度、坂越御崎加里屋線沿いの緑化や清掃活動に取り組んでいます。

坂越御崎加里屋線は、播州赤穂駅から赤穂浪士で有名な赤穂城跡へと続く主要地方道です。付近の商店街有志約 50 名が集まり、四季折々の花を植栽し、除草及び朝夕の水やりをすることにより、道行く人々の目と心を癒やし、観光地として「もてなしの心」を大切にし、美化活動に取り組んでいます。

今後も、みんなで協力し、管理していくことで、地域の一体感を高めながら、美しい地域づくりを目指すとともに、商店街の活性化にもつながるよう頑張っていきます。

※ひょうごアドプト：兵庫県管理の道路、河川、海岸などの公共物の一定区間と美化清掃などを行うボランティア団体（住民や企業）とを「養子縁組（アドプト）」し、快適な生活環境の創出に取り組む制度です。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は、団体名などを表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給などの支援を行っています。



（P15、資料編 P124:「県民等とのパートナーシップによる道路、河川等の維持管理（ひょうごアドプト）」参照）

14 地域コミュニティの活性化

世代間・新旧住民間の交流・連携によるコミュニティづくり（明石市藤江地区）

明石市藤江地区は、JR西明石駅周辺から南は海岸部に至る区域にあり、人口の密集した住宅地のほか、田園地、海水浴場を有する海岸部など、多様な特色を持つ地域です。近年、高層マンション等の建設により、新たに移り住んだ住民とこれまでの農業・漁業地域の住民との交流・連携が大きな課題となっていました。

本地区では、平成 18 年度に県民交流広場事業を活用して、住民が気軽に集えるスペースの充実など、藤江小学校区コミュニティセンターを活動の拠点として改修しました。

コミュニティセンターがスポーツ施設であること、スポーツクラブ 21 ひょうごの活動を通じ人材が育ってきていること、近隣にある介護センターのスタッフの協力が得られることなどの地区の利点を生かし、「福祉・健康づくり」というテーマでのコミュニティづくりを行っています。「健康講座」や「ウォーキング大会」などの事業の企画や実施段階において、多くの幅広い住民、団体が参画するようになり、世代間・新旧住民間・団体間の交流が進みつつあります。

今後は、「まちの再発見ウォーキング」や「地域マップづくり」などのコミュニティに理解を深める活動をさらに充実させ、住民の交流、連携を一層進めながら、健康で安心して暮らせるコミュニティづくりを進めていきます。

（P10、資料編 P18:「県民交流広場事業の展開」参照）



平成 18 年度
参画と協働関連施策の年次報告

平成 19 年 10 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
電 話 : 078-362-4015
メールアドレス : ks_sankaku@pref.hyogo.jp



古紙配合率70%再生紙を使用しています

19県P1-020A4